

令和 6 事業年度

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

監 査 報 告

独立行政法人国際観光振興機構

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国際観光振興機構（以下「法人」という。）の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事長代理、理事、監査室、総務部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部及び海外事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、当法人の資本の額その他の経営の規模が通則法第39条第1項の「政令で定める基準」に該当せず、会計監査人の監査が実施されていないことから、監事において会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

令和6事業年度においては、第五期中期目標期間の2年度目として、世界的なコロナ

後の旅行需要の回復から更なる成長に向けた訪日プロモーション業務を適時・適切な手法により実施し、訪日外国人旅行者数、消費額が過去最高になるなど、政府目標の達成に向け着実に貢献したことが認められ、法人が掲げた年度目標についても、全 24 指標中 23 指標で目標を達成（内 20 指標で大幅達成）するなど着実な成果を挙げている。

また組織運営においては、期待される役割や増大する業務量、高度化する執行管理に対応するため、本部と事務所の役割分担の具体化などの検討を進め、海外事務所の機能整理と本部との連携強化による業務運営の高度化を図っている。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

年間を通じ、組織的な課題やリスクの把握及び対応方針の決定を経営層主導で実施したほか、海外事務所における業務の適正化を図るための統制部門による実地点検の実施、各国における個人情報保護法令の厳格化に対応した業務の見直しなど、内部統制システムの実効性を高める取組みを推進している。

3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

職員の給与水準は、国の水準を100とした場合の年齢・地域・学歴を勘案したラスパイレス指数が、当該事業年度末において103.3となった。職員の給与水準の設定は、法人の業務内容及び国家公務員給与を踏まえて定められており、給与実績は水準設定の考え方に基づき、適正な水準で支給されているものと認める。

2 入札・契約の適正化の状況

調達等合理化計画を策定し、重点的に取組む分野を定めてガバナンスの徹底を図りながら着実に取組みを実施している。また、外部有識者、監事で構成する契約監視委員会において、入札・契約の適正性を審議し、必要に応じて意見具申を受ける等、点検態勢の強化を図っており、適切に実施されているものと認める。

以上

令和7年6月25日

独立行政法人国際観光振興機構

監 事

戸田次郎

監 事 (非常勤)

金井 睦美